

庁議の概要

開催日：H17.2.21

項 目

- 1 平成12年高知県産業連関表の概要について【情報化戦略推進担当】
- 2 市町村への権限移譲計画について【企画振興部】
- 3 南海大震災誌の復刻版の回収について【危機管理担当】

内 容

- 1 平成12年高知県産業連関表の概要について【情報化戦略推進担当】

情報化戦略推進担当から概要についての説明を行ったうえ、意見交換を行った。

【説明概要】

- ・平成12年産業連関表は、平成12年の高知県における1年間の生産活動の実態を、その生産物（財・サービス）の取引を通じて一覧表にまとめたものである。
- ・産業連関表で、ある産業が生産活動をするにあたって、どのように他の産業の財・サービスを必要とするかといった、産業の相互関係の構造が明らかになっているため、一定の仮定のもとにシミュレーションが可能で、たとえば、消費や投資が増えた時に生産額や雇用はどの程度増えるか、各種イベントで地域にどのような影響があるかといった予測もできる。
- ・高知県における産業連関表は、昭和41年に「昭和35年表」を作成し、以後昭和50年からは5年ごとに作成しており、今回の12年表は第7回目となる。
- ・産業連関表は、工業統計や商業統計など他の多くの統計を総合して作成された加工統計であり、作成作業は、行政機関や民間の各種統計資料、それから国の産業連関表を利用するとともに、県内の製造業、商業については独自調査を行い、対象年次から始めてほぼ5か年を要する。
- ・産業連関表では、売上げに対して原材料がいくらかかるかという経費の内訳、構成比が表示されており、これらは、生産額の変化とは関係なく比較的安定しているため、5年前のデータでも分析に耐えうるものと考えられる。
- ・産業連関表の列（縦）方向には各産業の費用構成が、また行（横）方向には各産業の販路構成が記載されている。縦方向に見ることで、平成12年に県内で生産された商品の生産額と費用構成がわかる。横方向に見ることで、平成12年に県内で販売された商品の販売額と販路構成がわかる。
- ・表を縦に見て生産過程で投入された中間投入財に雇用者所得、営業余剰などの付加価値を加えたものが、県内生産額。表を横に見て各産業が他の産業に原材料としてどの程度供給したかを示す中間需要と、民間消費や家計外消費などの最終需要の合計と等しくなっている。
- ・平成12年高知県産業連関表で本県経済の財・サービスの流れを、供給面からみると、1兆8,163億円の原材料等（中間投入）から、4兆2,626億円の生産が行われ、2兆4,463億円の雇用者所得、営業余剰等の粗付加価値を生み出している。これに、県外から供給された1兆4,027億円を合わせ、総額5兆6,652億円の商品（財・サービス）が県内に供給された。
- ・需要面からみると、この生産・移輸入された5兆6,652億円の「商品」は67.9%が最終需要となり、残りの32.1%は原材料等の中間需要となった。最終需要3兆8,490億円の内訳は、20.3%が県外に移輸出され、県内最終需要（消費・投資）は79.7%であった。
- ・高知県経済の規模について対全国比でみると、総需要で全国の0.56%、県内生産額は全国の0.46%となっている。長期的にみるといずれも全国の0.5%前後の規模で推移している。
- ・生産構造は、平成12年の県内生産額は4兆2,626億円で、平成7年と比べて0.6%の増加となった。平成2年から平成7年は年平均3%程度の成長率であったが、平成7年から平成12年は成長率が鈍化している。

- ・ 伸び率の内訳を産業別にみると、林業、繊維製品、化学製品等の第 1 次・第 2 次産業で大幅な減少となっている一方、通信・放送などの IT 関連、公務等の第 3 次産業で増加となっている。産業別の構成比をみると、第 1 次産業が 4.8% で、平成 7 年に比べて 1.4 ポイント減少、第 2 次産業が 31.9% で同じく 3.3 ポイント減少したが、第 3 次産業は 63.3% で 4.7 ポイント増加した。これらのことから経済のサービス化が進んでいると言える。
- ・ 本県の生産構造について、全国と比較をする手段として特化係数がある。特化係数とは、各産業の本県の構成比を、対応する全国の構成比で除したもので、1 に近いほど全国の水準に近く、1 を超えると全国水準より比重が高い、本県が特化している産業ということになる。
- ・ 平成 12 年の特化係数をみると、高い産業は漁業、鉱業、林業、農業の順になっており、第 1 次産業の数値が高くなっている。
- ・ 低い産業としては、石油・石炭製品、化学製品、精密機械、輸送機械などの製造業部門が低くなっている。このことから、高知県経済は全国と比べて基礎的な原材料を産出する産業である農林水産業・鉱業に特化している生産構造と言える。
- ・ 投入構造については、平成 12 年の県内生産額 4 兆 2,626 億円のうち、材料など生産に用いられた財・サービスの中間投入額は 1 兆 8,163 億円、新たに生み出された価値の合計を示す粗付加価値額は 2 兆 4,463 億円であった。
- ・ 中間投入額をさらに財とサービスに分けてみると、財の投入額が 9,142 億円、サービスの投入額が 9,020 億円であった。これを平成 7 年と比べると、中間投入率は 0.2 ポイント低下しているが、そのうちのサービスの投入割合は逆に 1.6 ポイント上昇しており、投入構造の面からも経済のサービス化が進展していると言える。
- ・ 国の中間投入率 45.8% に比べて 3.2 ポイント低くなっているが、これは中間投入率が高い製造業部門の構成比が本県は低いためである。
- ・ 需要構造では、平成 12 年の高知県の総需要は 5 兆 6,653 億円で、そのうち中間需要は 1 兆 8,163 億円、県内最終需要が 3 兆 664 億円、移輸出が 7,826 億円となった。これを平成 7 年と比べると、総需要は 1.8%、中間需要は 0.2%、県内最終需要は 5.0% の増加、移輸出は 5.7% の減少となった。
- ・ 県内最終需要の内訳で主なものは、県内総固定資本形成は建設投資の減少により 8.0% 減少したが、一般政府消費支出は社会資本等減耗の計上、介護保険制度の導入により 27.9% 増加した。
- ・ 県際構造では、平成 12 年の移輸出額は 7,826 億円で、平成 7 年と比べて 474 億円の減少、移輸入額は 1 兆 4,027 億円で同 769 億円の増加となった。この結果、移輸出額から移輸入額を差し引いた県際収支は、6,201 億円の移輸入超過となり、平成 7 年比で移輸入超過幅が 1,243 億円拡大した。
- ・ 産業別にみると、第 1 次産業は 773 億円の移輸出超過となったが、第 2 次産業は 4,784 億円、第 3 次産業は 2,191 億円のそれぞれ移輸入超過となった。
- ・ 第 1 次産業については、生産額の落ち込みにより移輸出額が減少したことから県際収支は悪化している。林業では価格低迷により移輸出が減少したことにより、製材・木製品・家具においても生産額が落ち込み移輸出額が減少し、県際収支が悪化している。産業用機械、農業用機械コンバインなどのウェイトが高い一般機械については、生産額の落ち込みによる移輸出額の減少と民間の設備投資増加による移輸入額増加により、県際収支は移輸出超過から移輸入超過に転じている。半導体、集積回路、液晶などの電気機械についても、IT 化に伴いパソコン等の設備投資額が増加したことにより、県内需要額が大幅に伸び移輸入額が増加し、県際収支が移輸出超過から移輸入超過に転じている。
- ・ 産業連関表から求めることができる逆行列係数を使うことで、最終需要の増加による県内産業全体に波及効果の度合いを推計することができる。ある部門に新たな需要が生じたとすると、その効果はその部門だけではなく、次々と他の部門の需要も誘発し生産活動を活発化させる。逆行列係数は、ある産業が 1 単位の商品を生産したときの県内各産業への生産波及の最終的な大きさを表わす倍率で、最初に発生した生産額に対して最終的な生産額の累計が何倍になるかを示す。

- ・平成12年でいうと、耕種農業の係数は1.2599だが、これは耕種農業に1億円の需要があった場合、産業全体の究極的な需要は1.2599倍の1億2,599万円になるということを示している。
- ・平成12年の逆行列係数を産業別に見ると、鉱業、窯業・土石製品、製材・木製品・家具などで高くなっており、不動産、教育・研究、公務などで低くなっている。
- ・一般的に、中間投入率が高く、原材料として県内産品を多く利用している産業において生産波及が大きく、逆に中間投入率が低い部門で原材料のかなりの部分を移輸入に頼っている産業では生産波及が小さくなる。平成7年と比べると、全体として生産波及の大きさは低下する傾向にある。
- ・県際収支が悪化している状況の中で、どのような投資が県内産業の生産誘発に効果があるかということ産業連関表から読みとることも必要になってくるのではないかと思う。
- ・今までは産業連関表を公表して終わりとしていたが、もっと活用していただくため、今年度からは要望があればこちらからで向いて説明させていただく。この機会にこの表の活用をお願いしたい。

【主な意見】

- ・生産誘発の弾力性にどれくらいの差が出ると、5年間で弾力性に大きな差が出たといえるのか。一概には言えない。
- ・昔から比べると、公共系の誘発よりも福祉系の誘発の方が高くなっているのではないかとされるが、そうとも言えないのか。
- ・生産誘発効果と雇用を生み出す効果というのは何か出るのか。生産誘発効果と雇用の誘発とは連動しているのか。
雇用の誘発も一応出している。必ずしも連動しているものではない。

2 市町村への権限移譲計画について【企画振興部】

市町村への権限移譲について基本となる考え方等についての説明を行ったあと意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・市町村への権限移譲計画の概要

1 策定の趣旨

- ・市町村が行うことによって、より住民の満足度を高めていくことができるものについて、市町村の意向を踏まえ、市町村への財源移譲を伴う権限移譲を進めていく。
- ・行政分野ごとの包括的な権限移譲や市町村の種類ごとの権限移譲、意欲ある市町村への権限移譲などの仕組みを構築する。

2 市町村への権限移譲候補事務

(1) 事務処理特例条例により権限移譲を行うもの

分野別パッケージごとの権限移譲

- ・権限移譲候補事務(107事業)を関連する分野ごとに8つのパッケージとして整理。
- ・このパッケージごとに希望に応じて一部の事務についての権限移譲を実施。

県単独のハード事業の権限移譲

- ・岩手県の権限移譲の方法を参考に、県単独のハード事業を権限移譲する。
- ・市町村への技術支援や、県との調整事務がスムーズになるなどの効果が考えられる。
- ・市町村からの希望の申し出による協議。

(2) 事務処理特例条例以外の方法で権限移譲を行うもの

道路管理権の移管に伴い移譲されるもの(市を対象)

海岸保全区域の管理権の移管に伴い移譲されるもの(該当市町村を対象)

一般公共海岸区域の管理権の移管に伴い移譲されるもの(該当市町村を対象)

港湾管理権の移管に伴い移譲されるもの(地方港湾に係るものに限り)(該当市町村を対象)

建築主事を設置することに伴い移譲されるもの(高知市を除く市町村を対象)

福祉事務所を設置することに伴い移譲されるもの(町村を対象)

3 権限移譲に伴う県の支援措置

(1) 財源措置

- ・ 権限移譲された事務を行うにあたって必要な経費の財源措置を講ずる。
- ・ 1 件の事務事業を行うに際して必要となる人件費や旅費、需用費等の経費に処理件数を乗じることを基本に手数料収入などを勘案し、交付金額を積算する。

(2) 人的支援措置

- ・ 市町村からの申し出により、移譲される事務事業の量や該当市町村の組織体制などを勘案のうえ、一定の資格・専門知識を有する職員を中心に職員の派遣を行うよう努める。

(3) その他の支援

- ・ 確実に事務の引き継ぎを行うとともに、権限移譲後も情報提供や助言に努める。

4 権限移譲の進め方

(1) 市町村の申し出による権限移譲

- ・ 「2. 市町村への権限移譲候補事務」に掲げた事務事業について、権限移譲を受ける意欲のある市町村からの主体的な申し出に基づいて行う。
- ・ 必要に応じて、移譲希望の申し出を行った市町村に隣接する市町村への働きかけや、一部事務組合など広域行政手法の活用の調整も行う。

(2) 権限移譲の時期

- ・ 財政措置また人的支援措置などを考慮し、原則毎年4月1日とする。

(3) 計画の見直し

- ・ 抜本的な見直しは5年を目処に行う。

- ・ 県民に身近な市町村が、総合的な住民サービスを担い、地域の創意工夫ができるよう、体制づくりを進めていきたい。
- ・ 現在事業毎の個表を作成中。それを付けて市町村に提示し、積極的に市町村の方に考えていただきたいと思っている。

【主な意見】

- ・ 岩手県方式は、何が権限移譲なのか。
県が行っている県道の管理や改良なども権限を移譲している。
- ・ 本県も管理まで移譲するのか。管理まで移譲するのであれば事務処理特例条例以外の方法で行うもの((2))とどう違うのか。工事だけ移して、管理瑕疵等は県知事にあるというものか。
岩手県では、県が全体計画を作成し、市町村が実施計画を作成して実施している。管理瑕疵は県に属している。(2)は市だけを対象としている。
- ・ 発注権限だけを移管するのではなく、権限を全て移管したらよいのではないか。権限は移るが、責任は知事に残るというスタイルは、できるだけ避けていただきたい。
- ・ 実際の財源移譲は平成18年度からとなるのか。
平成18年4月からを予定している。
- ・ 平成18年4月からとなる事務は、今現在持っている部局が主体となって市町村と直接話し合っていくのか。
分権・連携室が入って調整させていただく。
- ・ 移譲であるので、権限が全部市町村に移ることになるのではないか。権限を移譲するのであれば、県には責任はなくなるのではないか。
- ・ 情報公開はどうなるのか。
その部分についてはまだ詰めていない。
- ・ 住民の側にとって、不服があったときの手続きはどうなるのか。住民が不利益を回復するときにどちらが良いのかという視点も必要ではないか。
今は住民にプラスになる事業を移すということで進めている。

- ・ 国と県が一体となって市町村に道路管理を委託するのは可能であり、やりたいとも思うが、それを権限移譲というのかどうなのか分からない。
- ・ 単なる交付金制度でもできる。それであれば再編して(市町村道に移して)路線を全部管理してもらえばよい。
- ・ 政策調整会議等では、できる市町村だけに権限を移譲するという形で意味があるのか、市町村合併が進むなかでの権限移譲はどうか、という意見が出たが、この計画で市町村と具体的にやり取りをしてその状況を見ながら各部局と相談するという事だったと思う。管理瑕疵等については重い課題だと思うがどうか。
まだ全国的に事例が少ない状況であるので、勉強しながらやっていきたい。市町村の状況にもよるので、個々具体になった段階で議論していきたい。
- ・ 公物管理権を移行するかどうかといったことは根本的なことである。それは整理しておかないといけないのではないか。
議論している事業のなかでは、移行すべきではないという議論もされているところである。
- ・ (公物管理権を移行するか否かといった)一つの事柄を、各市町村毎に違えて良いのかどうか。一つの事柄は県下統一の基準のなかで実施しなければいけないのではないか。
県単独のハード事業の権限移譲の部分は、関係部局と再度もう少し詰めて、報告させていただく。

3 南海大震災誌の復刻版の回収について【危機管理担当】

南海大震災誌の復刻版の内容、回収にいたった経過、今後の対応等についての説明後、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ 南海地震について、県民の皆様によく知っていただきたいとの趣旨で、昨年復刻した「南海大震災誌」に、一部不適切な表現があると、県民の方から指摘があった。
- ・ 確認したところ、不適切な表現があると認められたため、数冊を除き回収した。
- ・ 今後、不適切な表現がないか調査のうえ、適切な修正を加え、情報コーナーに展示する。
- ・ 復刻版の作成にあたって、十分な調査を怠ったこと、不適切な表現のまま展示したこと、県費を使ったものを回収せざるを得ない状態としたことを反省し、2月17日に記者発表し、県民の皆様にお詫びした。
- ・ 今回のような過去の印刷物等に不適切な表現がある場合、(歴史的事実として)断り書きを書けばいいのか、削除すべきなのか等について、学識経験者等に聞くこととしている。

【主な意見】

- ・ 今回のケースに限らず、ほかにも注意しなければならない事項がある。過去の印刷物等を使用する際には、注意が必要である。どうするのかをきちんと判断をしたうえで、使用するようにならなければいけない。